議第48号

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年２月16日

滋賀県知事　　嘉　　田　　由 紀 子

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例

滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

2　委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 文化芸術の振興に資する活動を行う者

(5) 学識経験のある者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

付　則

この条例は、平成24年４月１日から施行する。